

梅ヶ枝中央会計

Q 役員借入がある会社の事業承継への影響は？

A 役員借入は原則相続時における被相続人の相続財産となります。従って、資本への組替(DES)の対策の検討が有効です。

【役員借入の税務上の取扱い】

●会社への無利息貸付(役員借入)

原則として、課税関係は生じません(会社側は支払利息・支払利息の免除益の両建。個人は利益の追求を目的としていなり)。ただし、個人が行った無利息貸付けが、**個人の所得税を不当に減少**させる結果になると判断されると、**同族会社の行為計算否認**(所法157)の規定が適用され、課税関係が生じます。

【役員借入の相続時の評価】

非上場会社に社長借入金がある場合、その社長の会社に対する貸付金は、社長の**相続時に相続財産となってしまう**。さらに、会社の業績が悪く、貸付金の返済予定がない場合であっても、**貸付金はそのままの金額で評価**されるため、返済予定のない貸付金であるにもかかわらず、**多額の相続財産**となってしまう相続人に思わぬ相続税が発生してしまう場合もあります。

【DESによる相続評価】

社長が会社に対する貸付金を現物出資することにより(DES)、社長の財産は、貸付金から取引相場のない株式に変わります。また、会社では社長借入金が資本に振り替わります。この場合において、債務超過の会社の株式の評価額は0であることが多く、社長が貸付金に変えて取得した株式の評価額が0であれば、その分相続財産は減少します。株式の評価額が0でない場合であっても、株式であれば評価減の対策が可能になります。

【DES実行時の法務】

従来は、借入金を資本金に振り替える場合、現物出資者に与える株式総数が全体の1/10超または新株発行数が1/5超の場合か、現物出資価額が500万円を超える場合は、裁判所で選任された検査役による財産価額の調査が義務付けられていましたが、新会社法の施行により検査役の調査は不要となりました。

また、税理士等による価格証明制度について、「現物出資財産が株式会社に対する金銭債権(弁済期が到来しているものに限る。)であって、当該金銭債権について定められた第199条第1項第3号の価額が当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を超えない場合」の場合は不要となります(会207⑨五)。

【DES実行時の税務】

デット・エクイティ・スワップに係る債務者側の取扱いが明確ではありませんでしたが、平成18年度税制改正において規定が整備されました。すなわち、**現物出資した債権の価額は、「時価」によることとされた**ため、債権の時価相当額につき資本金等の額を増加させ、債権の時価が額面金額を下回る場合は、債権の額面金額と時価相当額との差額が債務消滅差益(債務免除益)として認識されることとなります。この債務消滅差益は、一定の場合には、期限切れ欠損金に充当することができるものとされました。

なお、「時価」の評価方法については、不明確であり、事業再生での適用においては、経済産業省の私的研友会である「事業再生にかかるDES研究会」での結論を国税庁に文書照会したところ、2010年2月22日に回答がなされています。

●会社側

会社が**債務超過状態**等で役員への返済能力に問題があり、回復の見込みもない状況でDESを行うと、役員の子会社に対する貸付金の時価(回収可能額)は券面額よりも少なくなります。この場合、貸付金の受入価額と借入金の券面額との差額の「**債務消滅益**」、すなわち益金の額が生じる結果となります。

当該債務消滅益は、繰越欠損金に充当することができます(法法57)(更生手続開始の決定等一定の要件を満たすときは、加えて、いわゆる期限切れ欠損金についても充当可能(法法25③、33④、59②))

●オーナー側

債務超過状態等で役員への返済能力に問題があり回復の見込みもない状況でDESを行うと、甲の会社に対する貸付金の時価は券面額よりも少なくなるので、通常は譲渡損が発生します。この譲渡損は甲の所得税の計算上、総合課税の譲渡所得の損失(損益通算の対象)、雑所得(損益通算の対象外)、もしくは家事費となります(税務当局への直接の確認が必要です)。

なお、法人の場合、譲渡損が寄附金認定される可能性があることにつき、留意が必要です(法基通2-3-14、9-4-2)。

●他の株主

DESを行った前後において、株式の価格が変動する場合には、**株主間の利益の移転の問題**が生じます。つまり、オーナーである債権者がDESにより**株式の価格が上昇した場合**には、他の株主に利益が生じます。逆に株式の価格が低下した場合には、他の株主に損失が発生します。この場合には、オーナーである新株を引き受けた者と、他の株主との間の贈与税認定の問題が発生する可能性がありますので、注意が必要です。

【税制適格組織再編の可否】

DESにおける現物出資は金銭債権のみの現物出資となって事業の移転を伴わないことから、通常、事業継続要件や従業員引継要件等の適格要件をみたすことができず、**100%の親子会社関係による場合のみ、税制適格組織再編税制の適用が可能**と考えられます。

【DESによる税務上の留意点】

●相法64

一般に債権者が貸付金につきDESに応じるのは、**経営陣の交代**、既存株主が無償減資に応じる、**合理的な再建計画の実施等**により、その投資価値の回復・増大が客観的に見込まれる場合です。DESの実行に**相続税の節税以外の合理性・必要性が認められない場合**、課税庁は相法64条1項を適用し、**DESがなかったものとして相続税を計算することができます**。安易なDESの実行は税トラブルの原因となるので要注意です。

●諸税

DESによって資本金が1億円を超えた場合、中小企業に対する優遇税制策が受けられなくなったり、外形標準課税が課せられたりしますので注意が必要です。法人住民税の均等割負担が増えることも考えられます。